

再処理事業変更許可申請書の一部補正の主な内容について

1. 火災等による損傷の防止に関する変更

- ・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準の適用を踏まえ、制御室床下等における固定式消火設備等の設置。

2. 外部からの衝撃による損傷の防止に関する変更

- ・ 実用発電用原子炉に係る竜巻影響評価ガイドの適用を踏まえ、安全上重要な施設を2系統とも竜巻から防護するため、2系統に対して飛来物防護ネット等を設置。これにより、再処理設備本体用・安全冷却水系冷却塔Aを前処理建屋屋上から地上に移設。

3. 重大事故等の拡大の防止に関する変更

- ・ 臨界事故の拡大を防止するため、放射性物質の閉じ込め方法をセルでの閉じ込めに代えて、廃ガス貯留槽を設置。
- ・ 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するため、発生建屋の同時放水と建屋全体の放水に必要な可搬型放水砲、大型移送ポンプ車の数量等を変更。

4. その他、記載の適正化等

- ・ 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合を踏まえた記載の適正化。
- ・ 実用発電用原子炉の申請書を参考にした再処理事業変更許可申請書の構成や章項目等の見直し。

以上